

旧吹田市南消防署南正雀出張所解体撤去工事監理業務に係る電子入札による一般競争入札を下記のとおり実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき公告します。

令和5年11月1日

吹田市長 後藤 圭二

記

制限付一般競争入札実施要領

- | | |
|-----------|---|
| 1 業務名称 | 旧吹田市南消防署南正雀出張所解体撤去工事監理業務 |
| 2 業務場所 | 吹田市南正雀4丁目289-7ほか |
| 3 履行期間 | 令和5年12月14日～令和6年4月30日 |
| 4 業務種類 | 建築設計（工事監理業務） |
| 5 業務概要 | 旧吹田市南消防署南正雀出張所解体撤去工事に伴う監理業務 一式 |
| 6 予定価格 | 2,189,000円（税抜） |
| 7 最低制限価格 | 事後公表とする。 |
| 8 入札回数 | 1回 |
| 9 入札保証金 | 吹田市財務規則第98条の規定に基づき免除。 |
| 10 契約保証金 | 契約金額の10%以上 |
| 11 支払条件 | (1) 前払い無し
(2) 部分払い無し |
| 12 入札参加資格 | 以下に掲げる要件を全て満たしていること。
(1) 吹田市制限付一般競争入札 共通入札説明書（以下「共通入札説明書」という。）で示す資格要件を全て満たしていること。
(2) 本市の入札参加有資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）（設計監理・地質調査・測量等業務委託部門）に市内事業者（本市の資格者名簿に市内本店で登載されている者をいう。）又は準市内事業者（本市の資格者名簿に市内支店で登載されている者をいう。）として登載されており、参加希望業種が本案件と同一の業種であること。上記以外の事業者として登載されている場合は、参加希望業種の希望順位1位が本案件と同一の業種であること。
(3) 本市の資格者名簿（設計監理・地質調査・測量等業務委託部門）に登載後、公告の日において、1年を超えている者であること。ただし、市内事業者又は準市内事業者については、それぞれ市内事業者及び準市内事業者として本市の資格者名簿（設計監理・地質調査・測量等業務委託部門）に登載後、公 |

告の日において、1年を超えている者であること。

(4) 建築士法第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っている者であること。

(5) 市内事業者及び準市内事業者については、実績を求めない。市外事業者については、官公庁等（国、地方公共団体、法人税法別表第1に掲げる公共法人又は建設業法施行規則第18条に規定する法人をいう。）（以下「官公庁等」という。）発注の業務で、床面積が71㎡以上の建築物の新築工事又は増築工事（増築部分が71㎡以上であること。）に伴う実施設計又は工事監理業務を元請として履行（設計共同企業体による履行にあつては、代表者としての履行に限る。）した実績を有する者であること（平成25年度から入札参加資格確認申請受付最終日（以下「受付最終日」という。）までにおいて完了・引渡しが完了していること。）。

又は、官公庁等発注の業務で、床面積が71㎡以上の建築物の改修工事（改修部分が71㎡以上であること。）に伴う工事監理業務を元請として履行（設計共同企業体による履行にあつては、代表者としての履行に限る。）した実績を有する者であること（平成25年度から受付最終日までにおいて完了・引渡しが完了していること。）。

(6) 市外事業者については、直接雇用し、次のア及びイに該当する者を管理技術者として配置できること。市内事業者及び準市内事業者については、直接雇用し、次のイに該当する者を管理技術者として配置できること。（いずれも受付最終日以前3か月以上雇用していること。また、他の会社からの在籍出向者や派遣社員は認めない。）

ア (5) の実績と同等の案件に従事した経験のある者。

イ 建築士法に定める一級建築士であり、3年以上の実務経験を有する者。

(7) 一級又は二級建築士の資格を有する建築担当技術者を1名配置できること。

(8) 本市（総務部契約検査室）が公告する本案件と同一の業種の電子入札案件で、令和5年度中に落札（落札候補者を含む。）した件数が、本件の落札候補者決定時において3件未満である者であること。

(9) 資格や経験等を満たす場合、管理技術者と担当技術者もしくは担当技術者同士の兼務は可とする。また、各担当技術者に現場監理の勤務条件として、常駐監理を求める場合、管理技術者が兼務するときを除いて、その期間は必要とする人数を配置すること。

13 入札の無効 前項に示した入札参加資格のない者又は虚偽の申請を行った者がした入札は、無効とする。なお、本市により入札参加資格がある旨を確認された者であっても、当該確認の後、入札時点において入札参加資格のない者のした入札は、無効とする。

14 入札参加資格確認申請及び結果

(1) 申請受付期間

令和5年11月 2日（木）午前9時から

令和5年11月17日（金）午後5時までのシステム稼働中

(2) 結果通知日

令和5年11月20日（月）

15 設計図書等の交付方法

システムからダウンロードすること。

16 質疑及び回答

(1) 質疑受付締切日時 令和5年11月 8日（水）午後5時

(2) 回答掲載開始日時 令和5年11月14日（火）午後3時

17 入札書の提出及び開札

(1) 入札書受付期間

令和5年11月29日（水）午前9時から

令和5年11月30日（木）午後5時までのシステム稼働中

(2) 開札日時

令和5年12月1日（金）午前9時30分以降

（開札は、公告番号順に行う。）

18 事後審査

落札候補者に対しては、本市から事後審査について連絡するので、以下の証拠書類を提出すること。

(1) 提出日時 令和5年12月1日（金）午後1時20分

(2) 提出書類

ア 管理技術者関係書類

(ア) 直接雇用していることを確認可能な書類

(イ) 12 入札参加資格（6）アを満たすことが確認可能な書類（市外事業者のみ）

(ウ) 資格者証の写し

(エ) 一級建築士に係る実務経歴書

イ 建築担当技術者の資格者証の写し

ウ その他関係書類

(ア) 技術者名簿

(イ) 12 入札参加資格（5）にある要件を満たす事業者の元請受注実績が確認可能な書類（契約書・設計仕様書・TECRIS 業務カルテの写し等）（市外事業者のみ）

(ウ) 一級建築士事務所の登録が確認可能な書類

（建築士事務所登録証明書の写し等）

19 その他

入札参加者は、この要領のほか、システムに添付している「共通入札説明書」の内容を承認のうえ、入札を行うこと。

20 問い合わせ先

吹田市泉町1丁目3番40号

吹田市総務部契約検査室

電話（直通） 06-6384-1489